

かごしま都市マスタープランの趣旨と位置付け

(1) 「都市計画」とは

都市には、大勢の人が集まり生活をしている。その都市を安全で魅力あふれる空間にしていくためには、まちづくりにおける一定のルールが必要となる。

都市計画とは、“土地をどう使うか”、“道路、公園、下水道などの都市施設をどのように配置するか”などのルールを定めることによって、計画的なまちづくりを行うものである。



土地利用（市街地と桜島）



都市施設（中央公園）



市街地開発事業（中央町 19・20 番街区）

【参考】都市計画の基本理念（都市計画法第 2 条）

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(2) 都市マスタープラン

都市計画は、その目的の実現に多くの時間を要することから、中長期的な見通しをもって定められる必要がある。そこで、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにしておくことが「都市マスタープラン」の役割となる。

市町村の定める「都市マスタープラン」は、県が定める都市計画区域マスタープラン等に即し、地域に密着した観点から、まちづくりの将来ビジョンや地区別のあるべき市街地像等の都市計画の基本的な方針を示すものである。市町村は、これに沿って具体的な都市計画を定めていくことになる。

【参考】都市計画法上の位置付け（第 18 条の 2：市町村の都市計画に関する基本的な方針）

〔平成 4 年改正により創設〕

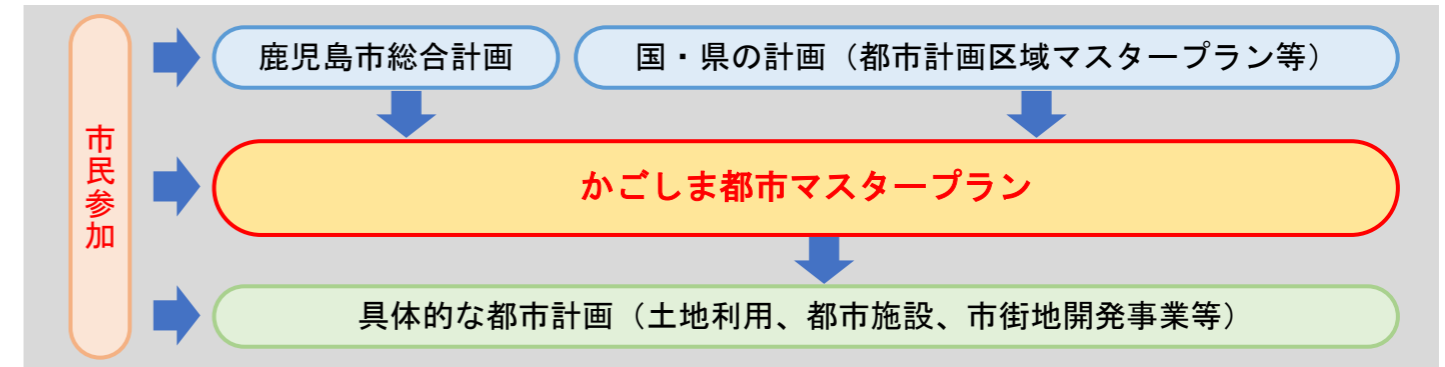
市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(3) かごしま都市マスタープラン

鹿児島市では、平成 13 年 3 月に「かごしま都市マスタープラン」を策定しており、市町合併後の平成 19 年 3 月に改訂を行ってきたが、策定当初の目標年次（平成 33 年度）を迎えようとしていることから、社会情勢の変化などを踏まえて、全面的な見直しを行う。

かごしま都市マスタープランの位置付け



<p style="text-align: center;">かごしま都市マスタープラン (現行)</p> <p>序章 都市マスタープラン見直しの趣旨と位置づけ</p> <p>1 章 本市の現況と都市づくりの課題</p> <p>2 章 かごしま都市マスタープラン全体構想</p> <p style="margin-left: 20px;">I. 都市づくりの目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画の目指す将来像 2. 都市づくりの基本理念 3. 都市づくりの基本目標 4. 将来の都市構造 <p style="margin-left: 20px;">II. 都市づくりの部門別方針</p> <p>3 章 かごしま都市マスタープラン地域別構想</p> <p>4 章 構想推進のために</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構想推進のための基本方針 2. 構想推進のための実施の方針 	<p style="font-size: 2em; color: red;">⇒</p>	<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">第二次かごしま 都市マスタープラン（仮称）</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; margin-top: 20px;">今回、構成や項目を含め、 全面的に見直す</p> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 20px;">なお、第 1 回会議では、現行のかごしま都市マスタープランの検証を行い、残された課題を整理。</p>
---	--	--